

ITと障害者問題に関する政策動向

菌部 英夫

(全国障害者問題研究会)

要旨：1990年代に飛躍的に発展したITについて、わが国の施策動向と予算、障害者団体による政策提言等の動向を概観した。ITは障害者にとってすばらしい可能性をもったものであるが、予算化され、制度化されて一人ひとりの生活に生かされるという障害者の権利保障の視点が重要である。この点からして、ITにアクセスするための講習体制、日常生活用具への組み入れなどの緊急課題をはじめ解決されなければならない課題があることを指摘した。

キーワード：情報技術（IT）、情報通信ネットワーク、パソコンボランティア、基本的人権、情報バリアフリー、ユニバーサルデザイン、インターネット、IT講習会、日常生活用具

はじめに

1990年代は、情報技術（IT）が飛躍した10年であった。

筆者は、全国障害者問題研究会（全障研）が1990年に開設したパソコン通信「みんなのねがいネット」の運営を通して、また、93年に日本障害者協議会（JD）が設置した「情報通信ネットワークプロジェクト」の調査、政策提言活動に参加する中で、さらに90年代後半に全国に広がった「パソコンボランティア」の運動に取り組みながら、ITと障害者の問題を実践的に学んできた。

IT基本法（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法）をめぐって2000年11月、衆議院内閣委員会の要請で参考人意見陳述を行った。この10年の取り組みの中で出会った障害者の声や姿を通して、障害者の権利が守られ、「ああ生きていてよかった」と実感できる社会

の実現をめざす立場から、「ITはすばらしい可能性をもっています。それ故に、どんなに重い障害があっても人生は自由ですばらしいと実感できるように、もっと本格的な、すべての人のためのIT基本法を希望します」と述べた。第150通常国会では、すべての人のためのIT社会実現のためには、障害者を含めた情報格差是正の問題がクローズアップされたのである。

不十分さを残しながらIT基本法は成立したが、政府はいくつかの関連施策を打ち出している。しかし、その施策は、障害者の権利を守り、一人ひとりの生活を充実するものに具体的につながるのだろうか。「権利」は法文化されただけでは実質的に保障されることにはならない。運動によって予算化され、制度化され、施行されてはじめて一人ひとりの障害者の生活を変えるものとなり、権利は保障されるのである。

情報アクセスの保障をめぐっては、①80年代からの聴覚障害者たちを中心にした要求運

動、②パソコン通信の活動をベースにした人と人との出会いと支え合いを大切に草の根の活動、③95年の阪神大震災後のボランティア活動に学んだパソコンボランティアなど、さまざまな運動を反映している。

本稿では、それらの経験をふまえて、90年代後半の総務省や厚生労働省などの施策動向と、とりわけ注目された2001年度(平成13年度)予算案、さらに日本障害者協議会を中心とした政策提言活動を紹介しながら、ITをめぐる今日的な障害者問題の課題と展望を考えた¹⁾。

1 バリア・フリーとユニバーサル・デザインの二つの視点

ITと障害者をめぐって2つの重要な視点がある。「バリア・フリー」と「ユニバーサル・デザイン」である。障害者の権利保障の実現にはこの2つの視点からの総合的なアプローチが必要である。

「バリア・フリー」は、言うまでもなく情報へのアクセスをさまざまな「バリア」をなくすことであり、それを権利ととらえることである。不平等をもたらすバリアは取り払わなくてはならない。

「障害者は、その障害の原因、特質及び程度にかかわらず、同年齢の市民と同等の基本的権利を有する」とした障害者の権利宣言(国連、1975年)をベースにして、「障害者の機会均等に関する基準規則」(同、93年)は、「どのような障害の種別をもつ人に対しても、政府は、情報とコミュニケーションを提供するための方策を開始すべきである」と述べている。まさに、情報アクセスの保障、情報バリアフリーは、世界的な障害者運動の大きなテーマとなったのである。こうした国際動向を背景にしてわが国でも、郵政省電気通信審議会は「情報アクセス、情報発信は新たな基本的人権」(95年)と明確に記すに至っている。

一方「ユニバーサル・デザイン」は、障害者の問題の解決はすべての人のための解決につながるという確信から生まれている。身体障害や知的障害、精神障害などさまざまな障害、すべての障害者にとって利活用できる機器や技術は、高齢者はじめ「すべての人々」が利活用できることにつながるからである。

たとえば、パソコンや携帯電話などが障害者や高齢者にも使いやすく作られていたらすべての人にとっても使いやすいよりよいものとなる。ホームページや電子メール、放送やマスメディアが、もっとだれもが利用できるようになったとき、多くの人々が利用し活用できるものとなる。

村井純は「インターネットは、置いてきぼりになる人をつくり出してはならない」「それはつまり、すべての人が使えるインターネットの実現が重要な課題だということです」と述べている²⁾が、IT本来のあり方も「すべての人々」のためにあるのである。

しかし、「ユニバーサル・デザイン」だけの視点では、一人ひとりの障害者の個別のニーズには十分応えられない。障害の種別、程度や生活環境の違いなどさまざまな違いをリアルにとらえ、問題となる「バリア」を除去する取り組みは不可欠である。

一方、さまざまな「バリア」を除くためには、多くの人々の理解と共感が必要であり、運動的にも「ユニバーサル・デザイン」の視点は不可欠である。

ともすれば「あれか、これか」の議論になりがちであるが、障害者問題の解決においては、「あれも、これも」必要なのである。この二つの視点は両方が共に必要であり、統一的に発展させていくことが求められている。

2 情報格差(デジタルデバイド)は正に関する施策

表1に1990年代後半の関連する各省の調査

表1 1990年代後半の関連する各省の調査研究会、指針

<p>【研究会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総務省・厚生労働省 ・高齢者・身体障害者の社会参加支援のための情報通信のあり方に関する調査研究会（1995年度） ・高齢者・障害者の情報通信の利活用の促進に関する調査研究会（1996年度） ・ライフサポート（生活支援）情報通信システム推進研究会（1997年度） ・情報バリアフリー環境の整備の在り方に関する研究会（1998年度） ・高齢者・障害者の情報通信利用に対する支援の在り方に関する研究会（1999年度） ・高齢者・障害者の情報通信利用を促進する非営利活動の支援等に関する研究会（2000年度） *内閣府や経済産業省からのオブザーバー参加を受けて、報告書を提出 <p>【指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総務省 <ul style="list-style-type: none"> ・字幕放送普及行政の指針策定（1997） ・障害者等電気通信設備アクセシビリティ指針 ・インターネットにおけるアクセシブルなウェブコンテンツの作成方法に関する指針 ○経済産業省 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者等情報処理機器アクセシビリティ指針 キーボード及びディスプレイ等の標準的な入出力手段の拡充や専用の代替入出力手段の提供を促進し、障害者・高齢者等の機器操作上の障壁を可能な限り低減し、使いやすさ向上目的（1995年策定、2000年改訂）
--

研究会、指針などを示した。この時期の政府の障害者に関するIT施策の動向を概観すると、狭義の「情報通信」については総務省（合同開催として厚生労働省も）が、パソコンなどハードの情報機器は経済産業省が指針作成や調査研究会をそれぞれに行っている。

しかし、それぞれの指針は、「連邦政府が購入し用いる機器は、障害者でも使えるものでなくてはならない」とする米国リハビリテーション法に比しても明らかなように、法的強制力をもたない。

一方、これ以降注目されるのは、総務省の2つの委員会の報告書である。これらは、IT基本法成立後の、「e-Japan重点計画」の指摘する「デジタルデバイド」対策として位置づく。

一つは、2001年1月に設置された「IT推進有識者会議」の報告書である。第2ワーキンググループ（座長・清原慶子東京工科大学教授）は、障害者などの情報格差是正をテーマに

表2 誰もがITを利用できる社会の実現に向けたおもな政策の概要——総務省

- 使いやすい機器・システムの普及（同上＝障害者の特性を考慮して実施）
- 視聴覚障害者向け放送の普及促進
 - ・放送事業者の作成した計画の進行管理を行うとともに、計画達成のために必要な措置を検討
 - ・字幕制作等助成金、字幕自動制作システムの研究開発などを充実
 - ・放送事業者が実施した字幕番組等の放送時間数を発表。
 - ・ニュース番組等生番組への字幕付与に向けた放送事業者の取組を推進
- IT利用を促進するNPOの支援
 - ・パソコンボランティアを全国組織化
 - ・障害者がITに触れる拠点施設の整備を支援
- 講習・指導活動を行う地方公共団体などへの支援
 - ・重度・重複障害者など一定の条件下で講習を行う地方公共団体などを支援
- 一定の地域における集中的・モデル的な取り組み

* <http://www.soumu.go.jp/singi/010719j.html>

して、「使いやすいIT機器・サービスの普及」「使いやすいホームページや放送の普及」「人的サポートのための非営利活動の支援」「人材育成の強化」などを柱に検討した。その結果、「これらの政策を実行に移すに当たっては、共通的に考慮すべき要素として、具体的な活用例（効果・利便性）の提示、ハードだけでなくソフトに関する取り組み、担い手の明確化、施策の具体的な評価、利用者の視点の確保に留意する必要がある」と結論づけ、表2のような政策提言を行っている。また、「講習・指導活動を行う地方公共団体などへの支援」として、「重度・重複障害者など一定の条件下で講習を行う地方公共団体などを支援」を提案している。

もう一つは、「高齢者・障害者の情報通信利用を促進する非営利活動の支援等に関する研究会」報告書である。同報告書は、高齢者・障害者のIT利用を促進する非営利活動として、全国で62のシニアネット、47のパソコンボランティア団体を確認したとしながら、「求められる当面の方策」として、「団体の組織化」「情報提供の場」「講師・指導者の育成」「拠点となる施設・機材の確保に対する支援」などを提言している。

では、こうした提言はどのように具体化され実際に予算化されているのだろうか。

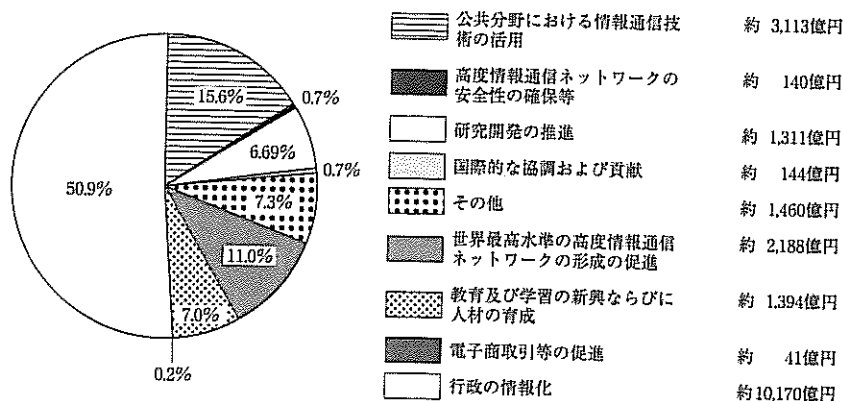


図1 高度情報通信ネットワーク形成に関する2001年度政府予算内訳

(2001年3月2日, IT戦略本部配付資料より作成)

3 ITと障害者に関する政府予算案 (2001年度) の特徴

図1にITに関連する2001(平成13)年度政府予算案全体の傾向を、表3に特に障害者に関連する厚生労働省、経済産業省、総務省、文部科学省のおもな予算案を示した。

予算案の全体の半分以上を占める「行政の情報化」とは情報機器や環境整備のハード部分のみの予算である。IT先進国のスウェーデンでは、ハードではなくソフト面、とりわけ教育や人材育成が重視されているが、「教育及び学習の振興、並びに人材の育成」は、総予算の15%にすぎない。

各省の施策でも、表3のように、ほとんどのものが「行政の情報化」というハード面のみの整備、開発、設置事業である。

そうした中で注目される、いくつかの施策について述べ、その問題点を指摘する。

○障害者情報バリアフリー設備整備事業

「障害者(児)が容易に使用できる情報機器を、全国の障害者関係施設に配置し、施設において、障害者(児)情報機器利用事業を行うことにより、在宅の障害者の情報バリアフリーを促進する」という目的で、「障害者パソコン」を5000施設に配布。費用は62億円(国31億

円+都道府県31億円)。

施設に配布された「障害者パソコン」が、どれだけ在宅の障害者に利用されるだろう。また、それをコーディネートし、支援するマンパワーの不足が懸念される。

○障害者情報バリアフリー化支援事業

その趣旨には「障害者が、障害をもたない者と同様に情報機器を使用するためには、通常の機器のほかに周辺機器やソフト等を追加する必要があることから、これらの機器等の購入に要する費用の一部を助成することにより、障害者の情報バリアフリー化を推進し、ひいては情報機器を活用した障害者の就労の促進を図る」とある。

都道府県・指定都市において、重度の視覚障害者や重度の上肢不自由者が情報機器(パソコン等)を使用する際に、必要となる周辺機器やソフト等を購入する費用の一部を助成するという事業である。

視覚障害者用ワープロアプリケーションソフト(入力文字を音声化するソフト)、画面拡大ソフト(強度の弱視者用に文字等を拡大するソフト)、画面音声化ソフト(画面の文字を音声化するソフト)、上肢不自由者のためのインテリキー(障害に合わせる事ができる大型キーボード)、ジョイスティック(マウスが使えない者のための操作棒)が対象品目として例示さ

れている。助成額は機器の購入に直接要した費用の3分の2以内(10万円を限度)、規模は10億円(国5億円+地方5億円)。「日本新生特別枠」7000億円の一部で5年間実施される。

対象品目は多くの障害者が希望しているパソコンそのものではなく、それ以外の周辺機器に限定している。対象者も視覚障害者と上肢不自由者に狭め、さらに3分の1の自己負担を強いるものである。また、「地方」自治体の負担も大きい「自治体任せ」の観が否めない。

○障害保健福祉研究情報システム強化事業

ノーマネットは、1998年、1999年に文字情報、音声情報、画像情報対応にシステムを強化した。2001年には「障害保健研究情報システム」をノーマネットと同様に整備、防音スタジオを設置した。

ノーマネットについては、政府も力を注いできたところで、国会で政務次官が「従来から取り組んでまいりましたことは、障害者の皆さんに対してインターネット上で各種の情報を提供するためのノーマネットの整備を進めてきたところでもございます。総額約10億円を使いまして、その整備を進めてまいりました」と述べている。しかし、ネットワークに大切なものは箱ものではなく、「人と人とのつながり」であるとノーマネット発足当初から少くない関係者から厳しく指摘されてきた。

以上、予算案を概観した。言うまでもなく、予算は実施主体(受け皿)によって執行され、その成果は正しく吟味され評価されるべきものである。しかしながら、具体的な実施施策と予算化に際しては、その多くが省庁関連の「公益法人」などが実施主体となっており、少くない予算が計上されながら、地域で暮らす障害者には十分届かず、「施設にパソコンが支給されたが、置いてあるだけ」というような実態も生まれている。

一方、たとえば千葉県では、IT講習会の実施に際して、障害者団体が視覚障害者も受講できるように働きかけ、講習の受託を申し入れ

表3 2001年度IT関連予算案(障害者関連)一覧

○厚生労働省	
・広域化支援のための情報通信ネットワークシステムの整備	15億円
介護保険法の円滑な実施のため、広域化等のためのシステム経費補助	
・訪問通所サービスと短所入所サービスの支給限度の額の一本化	45億7900万円
事務処理システム等の開発経費補助	
・介護報酬の審査支払システムの強化改善	65億円
・痴呆介護情報ネットワーク構築事業	65億円
情報提供システムの構築など	
・介護給付費実態動向分析システム開発事業等	4億7200万円
・障害者社会参加推進センターネットワーク設置事業	4300万円
・障害保健福祉研究情報システム強化事業	3200万円
・障害者のためのデジタル録音図書普及推進事業	
テイジの基盤強化	2億1100万円
・障害者情報バリアフリー設備整備事業	62億円
・障害者情報バリアフリー化支援事業	10億円
・パソコンボランティア指導者養成事業	800万円
○経済産業省	
・ITバリアフリープロジェクト	15.2億円
IT機器、システムの開発並びに必要な計測機器及び大容量データサーバ整備	
○総務省	
・身体障害者向け通信・放送役務の提供、開発等の推進	1.25億円
例：電話リレーサービスの提供又は開発	
・情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備事業	0.24億円
・高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金	2億円
民間企業等支援	
・次世代バリアフリーシステムの研究開発	0.6億円
・高齢化社会における情報通信の在り方、支援に関する研究	1億円
○文部科学省	
・公民館等社会教育施設におけるIT学習環境の整備	189億円
・特殊教育関係設備の整備	0.64億円
最新の情報機器等(点字プリンター、モバイル端末、インターフェイス等)の整備充実	

し、受講生のレベルに応じた、マンツーマン方式の講習を要望したところ、県は講習だけのサポートでなく、継続的なサポーターを位置づけるようになってきている。

4 日本障害者協議会の政策提言

国際障害者年の成功のために結成された国際障害者年日本推進協議会を前身とする日本障害者協議会は、1993年に「情報通信ネットワークプロジェクト」を設置し、調査や政策提言を活発に行ってきた。とりわけ98年の総合政策

提言の「情報保障」、さらにe-Japan重点計画に対して行った「障害者に関するIT(情報技術)施策への緊急提言——すべての人のための『愛と手(あいてい)』推進のために」(2001年3月19日作成)は重要である⁷⁾。

ITは、障害者にとって無が有になる希望の道具である。しかし、ITを活用するには、障害があることでさまざまなバリアが山積する。

IT基本法は、第8条で「利用の機会等の格差の是正」を強調し、「e-Japan重点計画」も情報格差是正を位置づけている。しかし、「IT普及国民運動」の柱であるIT講習会は、多くの障害者が参加できない事態となっている。これは、パソコン本体やソフト、周辺機器の普及とともに不可欠な「ひと」の支援、専門家の育成が不十分だからである。こうした現状認識の上に、障害者を含めたすべての人のための、本格的な「愛と手(あいてい)」推進を要望している。

○IT講習体制の実現

【緊急提言1】 障害者が参加できるIT講習体制の実現を

- 障害者が参加できるようなIT講習会の条件整備を
- 障害者が参加できる「IT講習モデルケース」を示し、普及を
- 特別のIT講習体制を
障害の種類や程度、コミュニケーション手段の違いを考慮し、さまざまな補助機器を整備した場で、専門的なスタッフによる特別なIT講習の機会が切望されます。

IT講習会は、550万人を対象に2000年度の補正予算約545億円で行われた。総務省は実施状況をホームページで公表しているが、障害者の受講実態は不明である。そのため日本障害者協議会は、関東圏域(1都6県)の市区町村471ヵ所(政令都市の行政区と三宅村は除く)にアンケートを実施(回収率53%)し、実態

と問題点をパソコンボランティア・カンファレンス(PSVC2001)の基調提案として報告した。その概要は次のとおりである。

①障害者を対象としたIT講習会を行っているのは57市町村で、回答した自治体の23%。都市部に偏りがあることから、全国的にはさらに低い数値が予想される。

②障害別の受講者数では、肢体不自由、視覚、聴覚障害関係は進んでいるものの、知的障害、精神障害になると前者と比べて特別な配慮や福祉的、専門的な知識を必要とするため、受講者も少なくなっている。

③講師は業者委託がトップだが、パソコンボランティアがそれに次ぎ、パソコンボランティアが講師を担当する場合、補助具や障害者向けのテキストを準備している例が多い。障害当事者が講師となっているところもある。

④会場の設定では、段差、車いす用トイレが留意されている。

⑤講習会後の支援については、どの自治体も終了後の継続をポイントとしているが、パソコンボランティア団体への期待がハッキリと見える。

⑥自由記述には、「募集人数が集まらない」がトップ。そう答えた自治体のほとんどは自治体みの広報中心の告知であった。その他、「12時間の受講時間では短い」「全盲の方への資料が必要」「講習会後のフォローが必要であり、持続的に活用するレベルになるまでが大変」などが寄せられた。

○「もの」と「ひと」による支援が必要

【緊急提言2】 「もの」と「ひと」によって情報格差是正を推進すること

- 1) IT関連機器、インフラの本格的な普及を
- 「日常生活用具」にパソコンや周辺機器、携帯電話を含める
 - ハード、ソフト、ホームページ、携帯電話などのアクセシビリティの確保

- 公共施設に設置される関連機器のアクセシビリティの徹底
- 長期入院患者のIT利用を可能にする医療機関内のインフラ整備
- 2) 「ひと」による支援活動の推進
- 専門家の人材育成
- 当事者や支援者が相談できる専門機関の設置
- ボランティアなどによる支援活動への支援
- 3) 研究開発へ当事者参加
- 4) 参政権が保障される投票制度を
- すべての有権者が自分に適した方式を選択して参加できる投票制度の充実を
- 5) 災害時の情報保障

現在焦点になっているのが、日常生活用具制度の問題である。

現行の「日常生活用具」給付制度は、重度障害者にはコミュニケーションのために「電動タイプライター、ワードプロセッサ」(約13万円)が給付されている。しかし、「パソコン」などIT機器は認められていない。厚生労働省の見解では「パソコンは多機能だから」が理由とされる⁹⁾。急激な技術革新のなか、ワープロはつぎつぎと生産終了になっているなかで、最高の「IT関連機器」を障害者に生かそうと政治や経済の発想を大きく変える必要がある。

5 今後の課題と展望

2002年は、国連・障害者の10年につづくアジア・太平洋障害者の10年最終年にあたる。この最終年国内推進キャンペーンの3本柱の一つが「情報バリアフリーとIT環境の整備」とされている。

2001年12月に内閣府が公刊した「障害者白書 平成13年版」は、「障害のある人とIT～ITが拓く新たな可能性～」を特集し、第5章で、「人的支援の必要性」「障害のある人の情報通信利用のための支援体制づくり」を述べてい

る。

2002年度の厚生労働省予算では、「パソコンボランティア養成・派遣事業」が新設された。「障害者が身近な地域で、常時相談できる者が必要であり、これを担うパソコンボランティアの養成・派遣は不可欠である」とし、「59の都道府県・指定都市」で1県あたりの事業費を448万円と想定、総予算6,608万円の新規事業である。

このような行政の動きは、これまで述べてきたように障害者サイドからの積極的な政策提言やパソコンボランティアの取り組みなど障害者とサポートする人たちの実践、運動の反映であることはまちがいない。しかし、同時に今後の展望をひらくためには、もう一步踏み込まなければならない。

(1) パソコンボランティアの希望と限界

「つながらない」「設定できない」「どうしたらいいかわからない」。パソコンボランティアは障害者の「助けて」の声にこたえて、パソコンやインターネット活用の手助けをするサポート活動の総称である。日本障害者協議会が運営するPSVメーリングリストの登録者は500名を超えている。わずか5年ほどの間に、パソコンボランティアは大きく広がった⁹⁾。

しかし、現在、確認できているパソコンボランティア47団体にしても活動や形態は多様である。月に1度の相談会や講習会に取り組むところもあれば、在宅訪問が中心のところもある。継続的な安定した活動のためにNPO法人を取得するところもあれば、会費制で小規模のまま活動したいとしているところもある。

「パソコンボランティア」の源泉は、障害者のパソコン利用への熱意にふれ、「できた!」という喜びを共有できるうれしさ、支えているはずの自分がじつは支えられていることを実感できた喜び、日常では考えられないような新しい人たちとの出会い、ではないだろうか。

しかし、こうしたパソコンボランティアの取

り組みは、自発的、自主的な運動であり、それが強みにもなるが、無力にもなる。重度の障害者や難病患者へのサポートにはボランティアとしての限界もある。障害者からの「助けて」を前にして、限界を感じながらサポートに取り組んでいる人たちも少なくない。本来は、公的な支援組織があって、そこにリハビリテーション工学などの専門家がいて、病院や施設などとも連携しながら取り組む体制が必要なのである。また、長時間のパソコン利用や無理な姿勢と二次障害の関係も指摘され、若年層からも頸や肩の痛みを訴える人が増えている。学校教育や講習会でのカリキュラム化とともに、医療やOTなど専門家との連携は必須であろう。

行政が本来になすべき公的な専門機関、専門職の養成は具体化しないなかで、厚生労働省は上記の「パソコンボランティア育成事業」というボランティアによる支援策に踏み込む。今後、それぞれの地域の実情に応じた、積極的な提案と具体的な活動がますます求められるとともに、事業の「受け皿」ははじめ、具体的な予算、決算や事業の執行に市民としての視点からも厳しいチェックが必要である。

(2) だれもが情報にアクセスでき 充実した人生を生きるために

障害者のIT利用にはパソコンや周辺機器ははじめハードである「もの」とそれをサポートするソフトである人間の「ひと」の二つの側面がどちらも必要である。

日本障害者協議会が政策提言している、①IT講習体制の実現と継続、②日常生活用具にIT関連機器を、③アクセシビリティの確保、④長期入院患者のためのインフラ整備、⑤「ひと」による支援活動の推進は、当面の重要な課題である。

それとともに、ITによって伝わるべき「情報」について、障害者問題の視点から実践的に深め充実させていくことが必要であろう。

1995年11月、第18回総合リハビリテーシ

ョン研究大会の「情報保障」分科会で全日本ろうあ連盟の高田英一さんは、「情報ということばには功利的な響きがある。必要なのは日常的な人間的なコミュニケーション関係の確立ではないか」。東京のある障害者は「情報に追い回され、追いつめられ、情報ノイローゼだ」と発言した。

この言葉から「情報」と「障害」について考えたことがある。

①「功利的」情報＝「ゼニ」につながる話。功利的な話は好きでないという人がいる一方で、「障害」のためにその情報にアクセスできないとすれば不平等である。欧米での合意点は、まずこの「バリア」があってはならないということだ。

②公共的な情報。行政からの広報、市役所や選挙管理委員会などなどからのお知らせ等は、電子情報として「広報」する義務がある。一方、行政が抱えるデータ、請求しないと出せない資料などを「知る権利」は市民にある。

③社会的な情報。テレビや新聞、マスコミなどの情報

④文化的な情報。日本の文化的貧困の現われで、文化的な価値ある情報は少ない。こうした情報そのものを充実させる本格的な文化政策が必要ではないか。

以上のような情報も、一人ひとりの人生にとって価値あるものとして充実させながら、すべての情報へのアクセスを、人類の価値ある文化へのアクセスを、現代の基本的な人権として実現していきたいと願っている。

注

1) 全国障害者問題研究会みんなのねがい Web, ITと障害者問題資料集を参照。

<http://www.nginet.or.jp/box/IT/index.html>

2) 筆者の所論を述べたものとして次の文献がある。 藪部英夫(2001)「IT(情報技術)を真に希望の道具に——障害者問題の視野からIT施策を考える。経済, No.74, pp.149-153.

3) 村井純(1998)インターネットII, 岩波書店,

p.189.

- 4) 藪部英夫 (2001) 連載・ITと障害者, みんなのわかい, No.410, 411.
- 5) 2001年度中に実施予定の都道府県都市は, 札幌市, 青森県, 岩手県, 仙台市, 福島県, 茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 神奈川県, 横浜市, 富山県, 石川県, 山梨県, 静岡県, 名古屋市, 三重県, 京都府, 京都市, 大阪府, 神戸市, 和歌山県, 鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 広島市, 徳島県, 香川県, 北九州市, 佐賀県, 宮崎県にすぎない.
- 厚生労働省のホームページ,
<http://www.mhlw.go.jp/index.html>
- 6) 藪部英夫 (2001) 障害者の人権とインターネット. 伊藤英一・梅垣まさひろ・藪部英夫編, 障害者と家族のためのインターネット入門, 全国障害者問題研究会出版部, pp.10-11.
- 7) 同提言は, 日本障害者協議会ホームページに全文を掲載.
<http://www.jdnet.gr.jp/Proposal/IT-teigen.htm>
- 8) 日常生活用具をめぐる国会論争
 第150回通常国会 参議院経済・産業委員会
 (2000年11月16日)
 ○西山登紀子君
 現在, 障害者には, 日常生活用具として電動タ
 イプライターやワードプロセッサが支給の対象

になっているんですが, パソコンが対象になっていないんです. これは, 障害があるからこそ, このIT機器が社会参加や自立のために極めて有効に働くということはもう論をまちません. ぜひ対象にしていただきたいと思うわけですね.

この点は, 衆議院のIT基本法の参考人質疑で出席をされました全国障害者問題研究会の藪部英夫氏も訴えたところでございますけれども, これはぜひ早急に実現をしていただきたいと思うんですが, 厚生省, いかがでしょうか.

○政府参考人 (今田寛睦君) 御指摘の日常生活用具給付等事業でございますが, これは重度障害者の方々が日常生活をより円滑に営まれますようにということで用具の給付を行う事業でございます.

給付品目につきましては, 当然, 障害者団体などの御要望をお聞きするとともに, その必要性というものを総合的に勘案しながら改善にこれまで努めてきたところであります.

パソコンにつきましては, それ自体が汎用性があるということと, 障害があるがゆえに必要な用具であるという位置づけが必ずしも明確にできがたいということから, この給付事業として給付することはなかなか難しい現状にあることをぜひ御理解いただきたいと思っております.

9) 藪部英夫 (1997) 広がるパソコンボランティア. JDプロジェクト編, パソコンボランティア, 日本評論社, pp.65-81.